

建築工事届に関する Q & A

令和 8 年 6 月版

目次

Q1.	建築工事届はなぜ提出しなければならないのですか。	1
Q2.	建築工事届の各項目について、記入の手引きや Q&A より詳細な解説資料はありませんか。	1
Q3.	建築工事届の提出後に記入ミスに気が付きましたが、どうすれば良いですか。	1
Q4.	複数棟の新築があり、1 棟あたりの床面積は 10 m ² 以内だが、合計した床面積が 10 m ² を超える場合、建築工事届の提出は必要ですか。	1
Q5.	数値は四捨五入して整数で記入することですが、床面積が 9.5 m ² 以上 10 m ² 未満の建築物は、建築工事届を提出する必要があるのですか。	1
Q6.	床面積が 10 m ² 超 10.5 m ² 未満の建築物は、小数点以下を四捨五入すると 10 m ² となりますが、建築工事届を提出する必要があるのですか。	2
Q7.	国土交通省 HP に掲載されている Excel の建築工事届に入力しましたが、項目名がオレンジ色に着色されています。どうしたら良いですか。	2
Q8.	工事施工者の担当者の氏名欄にはどのような者の名前を書くのですか。	2
Q9.	工事施工者の担当者はどのような肩書の者を想定しているのでしょうか。	2
Q10.	工事施工者の担当者と工事施工者が同じであれば、担当者の氏名欄は記入不要ですか。 .	2
Q11.	工事施工者が未定の場合、設計者又は代理者の情報を記載する場合も、担当者の氏名欄は必須ですか。	2
Q12.	物件名が未定ですが空欄でも良いですか。	3
Q13.	建築物が複数棟あり物件名が同じ場合でも、重複した物件名を記載しなければなりませんか。	3
Q14.	5 欄の主要用途が複数ありますがどのように記入すればよいですか。	3
Q15.	主要用途に迷う場合はどのように記入すればよいですか。	3
Q16.	こういった用途のものが入るかが決まっていない場合（例えば、不動産業者が複合施設を建築する場合など）は、5 欄の主要用途はどのようにすべきでしょうか。	4
Q17.	居住産業併用建築物について、増築又は改築を行う部分が産業の用に供する部分のみである場合は、主要用途はどのように記入すればよいですか。	4
Q18.	居住専用準住宅（寄宿舎）のなかに、管理人等の住宅が 1 戸ある場合※こういった記載になるのでしょうか。 ※住宅の戸（居室、台所及び便所がある独立して居住し得る区画）として成立するもの	4

- Q19. 居住産業併用建築物の中に寄宿舍もしくは下宿がある場合、用途及び住宅部分はどのように記載すれば良いのでしょうか。 4
- Q20. 居住産業併用建築物の場合、6 欄ハの用途には住宅の番号 08010 から 08050 は入れられないのですか。 5
- Q21. 建築確認申請書において【8.主要用途】が 08060 の場合、どの用途記号を記入すればよいのでしょうか。 5
- Q22. 居住専用住宅 1 棟と車庫 1 棟の計 2 棟を新築する場合、車庫の用途はどのように記入すればよいのですか。 5
- Q23. 居住専用住宅で車庫が一体になっている場合、用途はどのように記入すればよいのですか。 5
- Q24. 既存住宅と別の敷地に車庫 1 棟を新築する場合、用途はどのように記入すればよいのですか。 6
- Q25. 床面積について、四捨五入して整数で記入すると確認申請書と一致しませんが問題ありませんか。 6
- Q26. 居住産業併用建築物の場合、6 欄トの用途ごとの工事部分の床面積には住宅の用途 (08010 ～08050) を記入できないのですか。 6
- Q27. 6 欄トの用途ごとの工事部分の床面積は、どのような順番で記載するのでしょうか。 7
- Q28. 6 欄ハの用途と 6 欄ト①の用途は一致するのでしょうか。 7
- Q29. 4 種類以上の用途がある場合、6 欄への床面積の合計と 6 欄トの床面積①～③の合計は一致しなくても問題ないのですか。 7
- Q30. 主要構造部がアルミの場合、6 欄ニの工事部分の構造はどれを選択したらよいのですか。 . 7
- Q31. 6 欄チの建築工事費予定額には土地代は含まれるのでしょうか。 7
- Q32. 住宅附属建築物（車庫等）の場合、1 欄ロの新設又はその他の別は、どちらになるのでしょうか。 7
- Q33. 第三面【1. 住宅部分の概要】ハの新設住宅の資金について、民間の金融機関で住宅ローンを借りて住宅を建築する場合、どれを選択したらよいのですか。 8
- Q34. 住宅附属建築物（車庫等）の場合、1 欄ニの住宅の建築工法、ホの住宅の種類、ヘの住宅の建て方、トの利用関係は、車庫についてではなく、本体の住宅についての記載をするのでしょうか。 8
- Q35. 会社が建築主として住宅を建築する場合、1 欄トの利用関係は持家になるのでしょうか。 8
- Q36. 住宅の内部に車庫等が含まれている場合、1 欄リの工事部分の床面積の合計には車庫等の床面積を除いた床面積の合計を入力すべきでしょうか。 8

■全般関係

Q1. 建築工事届はなぜ提出しなければならないのですか。

建築物を建築しようとする場合、建築基準法第 15 条第 1 項により、建築工事届を提出する必要があります（10 m²以内の建築物を除く）。

提出いただいた情報は都道府県に集められた後に国で集計を行い、基幹統計である建築着工統計として公表し利用されますので、正確にご記入いただき、必ずご提出をお願いします。

建築着工統計の結果表は毎月「政府統計の総合窓口 (e-Stat)」に掲載しております。

https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00600120&result_page=1

Q2. 建築工事届の各項目について、記入の手引きや Q&A より詳細な解説資料はありませんか。

国土交通省 HP において、建築動態調査提要进行を公開しております。各項目の内容の詳細等については、こちらをあわせてご覧ください。

<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/jouhouka/content/001885578.pdf>

Q3. 建築工事届の提出後に記入ミスに気が付きましたが、どうすれば良いですか。

提出先にご連絡ください。

Q4. 複数棟の新築があり、1 棟あたりの床面積は 10 m²以内だが、合計した床面積が 10 m²を超える場合、建築工事届の提出は必要ですか。

各棟の床面積が全て 10 m²以内であれば、合計した床面積が 10 m²を超える場合であっても、建築工事届の提出は不要です。

Q5. 数値は四捨五入して整数で記入するとのことですが、床面積が 9.5 m²以上 10 m²未満の建築物は、建築工事届を提出する必要があるのですか。

床面積が 10 m²以内である場合は、建築工事届の提出の必要はありません。
(建築基準法第 15 条第 1 項)

Q6. 床面積が 10 m²超 10.5 m²未満の建築物は、小数点以下を四捨五入すると 10 m²となりますが、建築工事届を提出する必要があるのですか。

床面積が 10 m²を超えるため、建築工事届の提出が必要です（建築基準法第 15 条第 1 項）。

Q7. 国土交通省 HP に掲載されている Excel の建築工事届に入力しましたが、項目名がオレンジ色に着色されています。どうしたら良いですか。

Excel の建築工事届で記入漏れ等の不備がある場合、項目名がオレンジ色になります。記入内容をご確認ください。

■第一面関係

Q8. 工事施工者の担当者の氏名欄にはどのような者の名前を書くのですか。

建築工事届の内容がわかる方の氏名をご記入ください。ご記入いただいた内容に不備等があった場合、お問い合わせさせていただく場合がございます。

Q9. 工事施工者の担当者はどのような肩書の者を想定しているのでしょうか。

建築工事届の内容がわかる方であれば肩書は問いません。

Q10. 工事施工者の担当者と工事施工者が同じであれば、担当者の氏名欄は記入不要ですか。

担当者の氏名欄へも同じ名前を記入お願いします。

Q11. 工事施工者が未定の場合、設計者又は代理者の情報を記載する場合も、担当者の氏名欄は必須ですか。

設計者又は代理者の情報を記入いただく場合も、担当者の氏名欄の記入をお願いします。

■第二面関係

Q12. 物件名が未定ですが空欄でも良いですか。

暫定的な名称で構いませんので物件名の記入をお願いします。

記入内容についてお問い合わせさせていただく際に利用しておりますので、物件を特定できる名称の記入をお願いします。

Q13. 建築物が複数棟あり物件名が同じ場合でも、重複した物件名を記載しなければなりませんか。

物件名のあとに棟の識別ができるよう記入をお願いします。

例：××邸、××邸（離れ）

Q14. 5 欄の主要用途が複数ありますがどのように記入すればよいですか。

床面積が最も大きいものについて記入をお願いします。

Q15. 主要用途に迷う場合はどのように記入すればよいですか。

5 欄の主要用途は日本標準産業分類に基づき分類しております。（[日本標準産業分類（令和5年\[2023年\]7月改定） | 統計分類・用語の検索 | 政府統計の総合窓口](#)で検索可能です。）

第二面【6. 一の建築物ごとの内容】ハの用途 と第二面【5. 主要用途】の対応表を別紙に掲載しております。※あくまで目安となります。実際の占用される目的に沿った主要用途を選択いただくようお願いします。

国家公務、地方公務（23,43）は、主に庁舎等となります。建築主が公的機関であっても、公務以外の産業と同様の業務を行う事業所は、公務以外のそれぞれの産業に分類されることとなっております。

他に分類されないもの（24,44）を選択する場合は、他に分類されないかご確認をお願いします。

Q16. どういった用途のものが入るかが決まっていない場合（例えば、不動産業者が複合施設を建築する場合など）は、5 欄の主要用途はどのようにすべきでしょうか。

どういった用途のものが入るかが決まっていない場合、第二面【5. 主要用途】は建築主の産業（不動産業者が複合施設を建築する場合などは不動産業）を選択してください。

Q17. 居住産業併用建築物について、増築又は改築を行う部分が産業の用に供する部分のみである場合は、主要用途はどのように記入すればよいですか。

居住産業併用建築物について、増築又は改築を行う部分が産業の用に供する部分のみである場合、第二面【5. 主要用途】は産業専用建築物（30～44）から選択してください。

Q18. 居住専用準住宅（寄宿舍）のなかに、管理人等の住宅が 1 戸ある場合※どういった記載になるのでしょうか。

※住宅の戸（居室、台所及び便所がある独立して居住し得る区画）として成立するもの

第二面【5. 主要用途】は 02（居住専用準住宅）と記載をお願いします。【6. 一の建築物ごとの内容】への工事部分の床面積は建築物の全体の面積を記載をお願いします。トの用途ごとの工事部分の床面積は面積が大きい順に 08040（寄宿舍）または 08010（一戸建ての住宅）の記載をお願いします。

第三面【1. 住宅部分の概要】は管理人等の住宅部分のみについて記載します。

この事例の場合、ホの住宅の種類は専用住宅、への住宅の建て方は一戸建住宅となります。

Q19. 居住産業併用建築物の中に寄宿舍もしくは下宿がある場合、用途及び住宅部分はどのように記載すれば良いのでしょうか。

第二面【6. 一の建築物ごとの内容】ハの用途には 08040（寄宿舍）もしくは 08050（下宿）及び 08070 から 08990 までの中で最も床面積が大きい用途の番号を記入してください。トの用途ごとの工事部分の床面積には、08040 もしくは 08050 及び 08070 から 08990 から面積が大きい順に記載をお願いします。

第三面【1. 住宅部分の概要】については、管理人用の住宅があり戸として成り立つ場合は、管理人用の住宅について記入してください（Q10 参照）。

Q20. 居住産業併用建築物の場合、6 欄ハの用途には住宅の番号 08010 から 08050 は入れられないのですか。

居住産業併用建築物の場合、第二面【6. 一の建築物ごとの内容】ハの用途には 08010 から 08990 までの番号の中で、最も床面積が大きい用途の番号を記入してください。トの用途ごとの工事部分の床面積には、08010 から 08990 までの中から面積が大きい順に記載お願いします。

Q21. 建築確認申請書において【8.主要用途】が 08060 の場合、どの用途記号を記入すればよいでしょうか。

第二面【5. 主要用途】は 【10～44】から選択お願いします。【6. 一の建築物ごとの内容】ハの用途は、面積が大きいものを 08010 から 08990 までの中から選択してください。

第三面【1. 住宅部分の概要】のホの住宅の種類は併用住宅、リの工事部分の床面積の合計は、住宅部分の面積を記入お願いします。ただし、住宅部分とそれ以外の面積を切り分けられない場合は、住宅の面積にすべて含めてかまいません。

Q22. 居住専用住宅 1 棟と車庫 1 棟の計 2 棟を新築する場合、車庫の用途はどのように記入すればよいですか。

居住専用住宅の車庫を 1 棟として建築する場合、車庫については、第二面【6. 一の建築物ごとの内容】ハの用途は本体住宅と同じもの（08010（一戸建ての住宅）、08020（長屋）または 08030（共同住宅））としてください。なお、08490（車庫）等と記入いただいても、建築着工統計の集計上は相応の番号に変換されますので、構いません。

トの用途ごとの工事部分の床面積については、用途が 1 種類となるため、記入不要です。08490（自動車車庫）と記入しないでください。

この場合、第三面【1. 住宅部分の概要】の記載が必要です。ロの新設又はその他の別は 2 その他、ハの新設住宅の資金は空欄とし、二からトまでは、本体の住宅についての記載をお願いします（Q23,24 参照）。

※倉庫、自転車駐車場等の住宅附属建築物も同様です。

Q23. 居住専用住宅で車庫が一体になっている場合、用途はどのように記入すればよいですか。

同一棟内に居住専用住宅と車庫がある場合、第二面【6. 一の建築物ごとの内容】ハの用途は 08010（一戸建ての住宅）、08020（長屋）または 08030（共同住宅）とし

てください。

への工事部分の床面積の合計及び第三面【1. 住宅部分の概要】リの工事部分の床面積の合計は車庫を含めた住宅の面積を記入をお願いします。

第二面【6. 一の建築物ごとの内容】トの用途ごとの工事部分の床面積については、用途が1種類となるため、記入不要です。08490（自動車車庫）と記入しないでください。

※倉庫、自転車駐車場等の住宅附属建築物も同様です。

Q24. 既存住宅と別の敷地に車庫1棟を新築する場合、用途はどのように記入すればよいですか。

居住専用住宅の車庫を既存住宅と別の敷地に建築する場合、車庫については、第二面【6. 一の建築物ごとの内容】ハの用途は本体住宅と同じもの（08010（一戸建ての住宅）、08020（長屋）または08030（共同住宅））としてください。なお、08490（車庫）等と記入いただいても、建築着工統計の集計上は相応の番号に変換されますので、構いません。

トの用途ごとの工事部分の床面積については、用途が1種類となるため、記入不要です。08490（自動車車庫）と記入しないでください。

この場合、第三面【1. 住宅部分の概要】の記載が必要です。ロの新設又はその他の別は2その他、ハの新設住宅の資金は空欄とし、二からトまでは、本体の住宅についての記載をお願いします（Q23,24 参照）。

※倉庫、自転車駐車場等の住宅附属建築物も同様です。

**Q25. 床面積について、四捨五入して整数で記入すると確認申請書と一致しません
が問題ありませんか。**

一致しなくても問題ありません。ただし、6欄への床面積の合計よりも6欄トの床面積①～③の合計が大きくなるよう記入をお願いします。（例：6欄への床面積の合計が62 6欄トの床面積①10.7+②20.6+③30.5 の場合、小数点以下の数字を比較し、①11 ②21 ③30 とする）

**Q26. 居住産業併用建築物の場合、6欄トの用途ごとの工事部分の床面積には住宅
の用途（08010～08050）を記入できないのですか。**

第二面【6. 一の建築物ごとの内容】トの用途ごとの工事部分の床面積にも、住宅の用途の記入をお願いします。

Q27. 6 欄トの用途ごとの工事部分の床面積は、どのような順番で記載するのでしょうか。

第二面【6. 一の建築物ごとの内容】トの用途ごとの工事部分の床面積は、床面積の大きい順番から①→②→③に記載をお願いします。

Q28. 6 欄ハの用途と 6 欄ト①の用途は一致するのでしょうか。

用途が2種類以上ある場合、第二面【6. 一の建築物ごとの内容】トの用途ごとの工事部分の床面積①には一番大きい面積の用途が入りますので、ハの用途と一致します。

Q29. 4 種類以上の用途がある場合、6 欄への床面積の合計と 6 欄トの床面積①～③の合計は一致しなくても問題ないですか。

一致しなくても問題ありません。

Q30. 主要構造部がアルミの場合、6 欄ニの工事部分の構造はどれを選択したらよいですか。

主要構造部がアルミの場合、第二面【6. 一の建築物ごとの内容】ニの工事部分の構造は 06（その他） を選択してください。

Q31. 6 欄チの建築工事費予定額には土地代は含まれるのでしょうか。

第二面【6. 一の建築物ごとの内容】チの工事費予定額は、主体工事費及び建築設備の工事費ですので、土地代、借地権費用等は含まないで記入してください。

■第三面関係

Q32. 住宅附属建築物（車庫等）の場合、1 欄ロの新設又はその他の別は、どちらになるのでしょうか。

第三面【1. 住宅部分の概要】ロの新設又はその他の別は、戸（居室、台所及び便所がある独立して居住し得る区画）として成立するものである場合に新設と記入いただいております。住宅附属建築物（車庫等）の場合は戸として成立しないため、「その他」とするようお願いします。

なお、第二面【４．工事種別】は、同一敷地内に既存の建築物がない場合は新築、既存の建築物がある場合は増築もしくは改築で記入をお願いします。

Q33. 第三面【１．住宅部分の概要】ハの新設住宅の資金について、民間の金融機関で住宅ローンを借りて住宅を建築する場合、どれを選択したらよいですか。

民間の金融機関で住宅ローンを借りて住宅を建築する場合、第三面【１．住宅部分の概要】ハの新設住宅の資金は、(1)民間資金住宅を選択してください。

※(5)その他としてしまう誤りが見受けられます。

Q34. 住宅附属建築物（車庫等）の場合、１欄二の住宅の建築工法、ホの住宅の種類、ヘの住宅の建て方、トの利用関係は、車庫についてではなく、本体の住宅についての記載をするのでしょうか。

住宅附属建築物（車庫等）の場合、第三面【１．住宅部分の概要】二からトまでは、本体の住宅についての記載をお願いします。

Q35. 会社が建築主として住宅を建築する場合、１欄トの利用関係は持家になるのでしょうか。

持家とは個人の建築主が自分で居住する目的で建築するものを指しますので、会社が建築主となる場合は貸家、給与住宅、分譲住宅のいずれかを選択してください。

Q36. 住宅の内部に車庫等が含まれている場合、１欄リの工事部分の床面積の合計には車庫等の床面積を除いた床面積の合計を入力すべきでしょうか。

車庫等の床面積を含めて記入するようお願いします。（居住専用住宅（01）には住宅のほか住宅附属建築物（物置、車庫等）が含まれています。）

- ・ 建築工事届に関するQ＆Aについてのお問い合わせ先
国土交通省 総合政策局 情報政策課 建設経済統計調査室
電話：03-5253-8111（内線 28-626、28-648、28-647）
- ・ 建築工事届の提出方法や記載内容の詳細について
お住まいの地域の特定行政庁にお問合せください